

(様式1-2用／解体してから土地を売却する場合)

被相続人居住用家屋等確認書申請書 添付書類 (様式1-2用)

「被相続人居住用家屋等確認申請書」の「必要な書類の一覧」の内容を簡略化してまとめたものです。添付書類の詳細については、確認申請書や国のパンフレット等をご確認ください。

用語の説明



被相続人
家屋に住んでいた人
※亡くなった人



相続人
家屋・土地を
相続した人
(申請者を含む)



買主
家屋or土地を
購入した人

①被相続人の住民票の除票の写し(原則コピー不可)



相続開始日と、被相続人(亡くなった人)が相続開始の直前まで当該家屋に居住していたことの確認に使用します。

【取得できる場所】
・恵那市役所1階市民課
・市内各振興事務所

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合で、入所後に別の施設へ移っているときは、「戸籍の附票の写し」が必要です。

②相続人の住民票の写し(原則コピー不可) <家屋・土地を相続した人全員分が必要>



相続開始直前から譲渡(売却)までの間、当該家屋に被相続人以外の居住者がいなかったこと(=相続人が居住していなかったこと)の確認に使用します。家屋・土地の譲渡日(売却日)以降に取得してください。

【取得できる場所】
・相続人の住所地の市区町村役場
(恵那市に住所がある場合は、恵那市役所西庁舎1階市民課、各振興事務所)

※複数回の転居などで、相続開始直前(または被相続人が老人ホーム等に入所する直前)の相続人の住所が住民票で確認できない場合、「戸籍の附票の写し」が必要です。

③家屋・土地の売買契約書のコピー

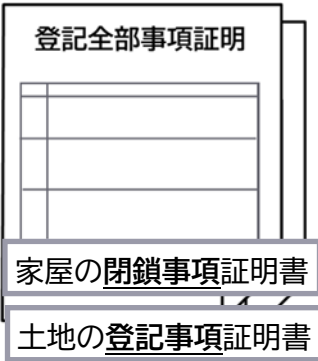


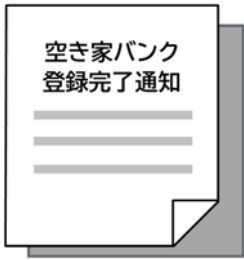


家屋・土地の譲渡日(売却日)の確認に使用します。

※引き渡し日が確認できない場合は、家屋と土地それぞれの「登記事項証明書」で確認します。

裏面へ続きます

(様式1-2用／解体してから土地を売却する場合)

■ ④家屋の閉鎖事項証明書、土地の登記事項証明書(原則コピー不可)	
	<p>いわゆる「登記簿謄本」です。 家屋・土地を相続した相続人の人数の確認に使用します。</p> <p>【取得できる場所】 ・岐阜地方法務局 中津川支局 (中津川市かやの木町4番3号 中津川合同庁舎内)</p> <p>※登記事項証明書が提出できない場合や、換価分割を行った場合は、「遺産分割協議書」等が必要です。</p>
■ ⑤家屋の閉鎖事項証明書(原則コピー不可)	
④と同じ	<p>家屋の取壊し日の確認に使用します。 ④で取得していれば、重複して取得する必要はありません。</p> <p>※家屋が未登記の場合は、「解体工事の請負契約書のコピー」と、工事費用の「請求書」や「領収書」で確認します。</p>
■ ⑥家屋・土地が相続開始から譲渡までの間に使用されていなかったことを確認する書類 <(i)~(iii)のいずれか1点>	
(i)電気・水道・ガスのいずれか1つの使用中止日が確認できる書類	
	<p>使用中止日が、<u>相続開始日から譲渡日(売却日)まで</u>の間の者が必要です。様式は自由。</p> <p>【取得できる場所】 ・電気、ガスは各事業者に依頼してください。 ・水道は、恵那市役所2階上下水道課にご相談ください。</p>
(ii)相続人と媒介契約を締結した宅地建物取引業者による広告のコピー	
	<p>(i)が取得できない場合は、相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者による広告等のコピーが必要です。</p> <p>【必要な事項】 ・当該家屋の現況が空き家であること</p> <p>【取得できる場所】 ・宅地建物取引業者に依頼してください。</p>
(iii)その他要件を満たすことを用意に認めることができる書類	
	<p>例えば… ・市長が認める者が譲渡の時までに家屋の管理を行っていたことの証明書 ・空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書 など</p> <p>【取得できる場所】 ・「空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書」については、<u>恵那市役所本庁舎3階 地域振興課</u>にご相談ください。</p>

続紙へ続きます

(様式1-2用／解体してから土地を売却する場合)

■ ⑦更地になっている土地の写真



解体後の土地が使用されていなかったことの確認に使用します。

解体完了から譲渡(売却)までの間に撮影された写真が必要です。スマホなどで撮影したものは、A4の紙などに印刷してください。撮影日を記載してください。(手書きでも可)

■ ⑧被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、以下の(i)～(iii)全てが必要です

(i)介護保険の被保険者証や障害福祉サービス受給者証のコピー等

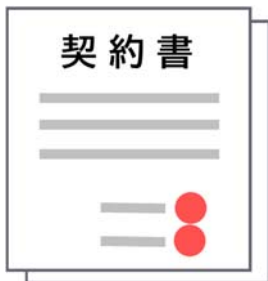


【いずれか1点のコピー】

- ・介護保険の被保険者証
- ・障害福祉サービス受給者証
- ・要介護認定、要支援認定を明らかにする書類
- ・介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたことを明らかにする書類
- ・障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類
- ・要介護認定等の決定通知書
- ・要介護認定等を受けたことを証する市区町村作成の書類
- ・要介護認定等に関する記載のある老人ホーム等の記録

など

(ii)施設への入所の契約書のコピー等



被相続人が相続開始の直前に入所・入居していた施設の名前と所在地、その施設が次のいずれかに該当するかを明らかにする書類のコピーが必要です。

【施設が次のいずれかに該当】

- ・認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・障がい者支援施設(施設入所支援が行われるもの)
- ・共同生活援助を行う住居

(iii)被相続人が相続開始の直前まで家屋を一定期間使用し、かつ、事業や貸付け、被相続人以外の居住用に使用されていなかったことを証する書類



【いずれか1点】

- ・電気、水道、ガスのいずれか1つについて、契約名義(支払人)※と使用中止日が確認できる書類で、使用中止日が、相続開始日から譲渡日(売却日)までの間のもの
- ・当該家屋への外出や外泊の記録(老人ホーム等が保有するもの)のコピー
- ・被相続人宛ての郵便物(宛先住所が当該家屋のもの)

※契約名義は原則として被相続人(亡くなった人)です。